

行政財産一時貸付契約書（案）

- 1 件 名 行政財産（飲料自動販売機設置場所）
一時貸付け 物件番号○
- 2 貸 付 物 件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり
- 3 貸 付 料 <物件番号○>
各年度の貸付料＝落札金額×当該年度の貸付期間の月数×（1＋消費税率）
（円未満切捨て）
- 4 貸 付 期 間 <物件番号○>
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 個 別 条 件 一時貸付物件一覧表・個別条件仕様書のとおり

上記の一時貸付物件について、川崎市を貸付人、 を借受人とし、貸付人と借受人との間において、一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

病院事業管理者 金井 歳雄

借受人 住 所

氏 名

